

公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

市川市 河川・下水道管理課

対象物質又は項目	基準値	特定事業場			非特定事業場	
		50m3/日以上	30m3/日以上	量に関係なく	量に関係なく	
健康項目 (有害物質)	ガドミウム及びその化合物	0.01 mg/l 以下				
	シアン化合物	検出されないこと				
	有機燐化合物	検出されないこと				
	鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下				
	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下				
	砒素及びその化合物	0.05 mg/l 以下				
	総水銀	0.0005 mg/l 以下				
	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと				
	トリクロロエチレン	0.3 mg/l 以下				
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下				
	ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下				
	四塩化炭素	0.02 mg/l 以下				
	1. 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下				
	1. 1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下				
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下				
	1. 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下				
	1. 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下				
	1. 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下				
	チウラム	0.06 mg/l 以下				
シマジン	0.03 mg/l 以下					
チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下					
ベンゼン	0.1 mg/l 以下					
セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下					
ほう素及びその化合物	10 mg/l 以下					
ふっ素及びその化合物	8 mg/l 以下					
1. 4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下					
生活環境項目など	フェノール類	0.5 mg/l 以下				
	銅及びその化合物	1 mg/l 以下				
	亜鉛及びその化合物	2 mg/l 以下				
	鉄及びその化合物(溶解性)	5 mg/l 以下				
	マンガン及びその化合物(溶解性)	5 mg/l 以下				
	クロム及びその化合物	1 mg/l 以下				
	窒素含有量	60 mg/l 未満				
	燐含有量	8 mg/l 未満				
	生物化学的酸素要求量	600 mg/l 未満				
	浮遊物質	600 mg/l 未満				
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量					
	動植物油脂類含有量	30 mg/l 以下				
鉱油類含有量	5(3) mg/l 以下	5	3	3	3	3
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満					
沃素消費量	220 mg/l 以下					
温度	45 °C 未満					

備考

- 内は、基準値を超える水質の下水の排出が禁止されており、違反した場合には直ちに処罰されます。
(「下水の排除の制限による規制」の適用)
- 内は、基準に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。
(「除害施設設置等による規制」の適用)
- 5

3

N-ヘキサン抽出物質の鉱油について、50m3/日以上の事業場は、3mg/l以内の下水を排除するよう除害施設を設置するなど必要な措置を講じなければなりません。
また、5mg/lを超える水質の下水の排出が禁止されており、違反した場合には直ちに処罰されます。